

農産物検査について

令和7年5月

農林水産省

農産局穀物課

国産農産物の現状及び検査結果

1 農産物検査の現状について

- 農産物検査は農産物検査法に基づき、民間の登録検査機関が実施する米・麦・大豆等に関する検査で、農業者等が任意で、農産物の種類・銘柄・品位等の検査を受けることができる。

○ 農産物検査の目的 ※農産物検査法より抜粋

農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与する。

○ 対象品目

米穀(もみ、玄米及び精米)、麦(小麦、大麦及び裸麦)、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉

○ 農産物検査規格

- ①品位等検査：種類(農産物の種類、生産年等)、銘柄(産地品種銘柄等)、品位、量目、荷造り、包装
- ②成分検査：たんぱく質(米、小麦)、アミロース(米)及びでん粉(小麦)

【品位規格の例】

水稻うるち玄米(一)

項目 等級	最低限度		最高限度					
	整粒 (%)	形質 (未熟粒)	水分 (%) ※	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物				
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.4	0.2
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.8	0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.7	0.6

規格外—1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの

※1 水分:各等級とも、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとす。

※2 異物:玄米には異物として土砂(これに類するものとして農産局長が定めるものを含む。)が混入してはならない。

○ 主な農産物の検査状況 (R4年産)

(単位:千トン)

	米	麦	大豆	そば
生産量(a)	6,701	1,227	243	40
検査数量(b)	4,803	1,291	223	37
受検率(b/a)	72%	105%	92%	92%

(注) 1 米の生産量は、主食用の玄米数量である。

2 米の検査数量は、うるち、もち及び醸造用を合計した玄米数量である。(もみ及び飼料用(もみ、玄米は除く。))

3 各農産物とも検査数量には規格外に格付けされたものを含むが、麦の生産量は2等以上等の検査数量をもとに集計しているため、受検率が100%を超えることがある。

○ 検査体制 (R4)

登録検査機関	1,739 機関
農産物検査員	19,509 人
検査場所数	14,229 ヶ所

(注) 登録検査機関数は、各県において農産物検査を実施する機関の延べ数である。

○ 米穀の系統別検査数量(R4年産)

JA系	3,510千トン	73.1%
全集連系	369千トン	7.7%
卸・小売	467千トン	9.7%
農業法人等	352千トン	7.3%
分析機関	105千トン	2.2%
合計	4,803千トン	100%

(注) ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない。

水稻うるち玄米(二) ※機械鑑定を前提とした規格(令和4年産米の検査より開始)

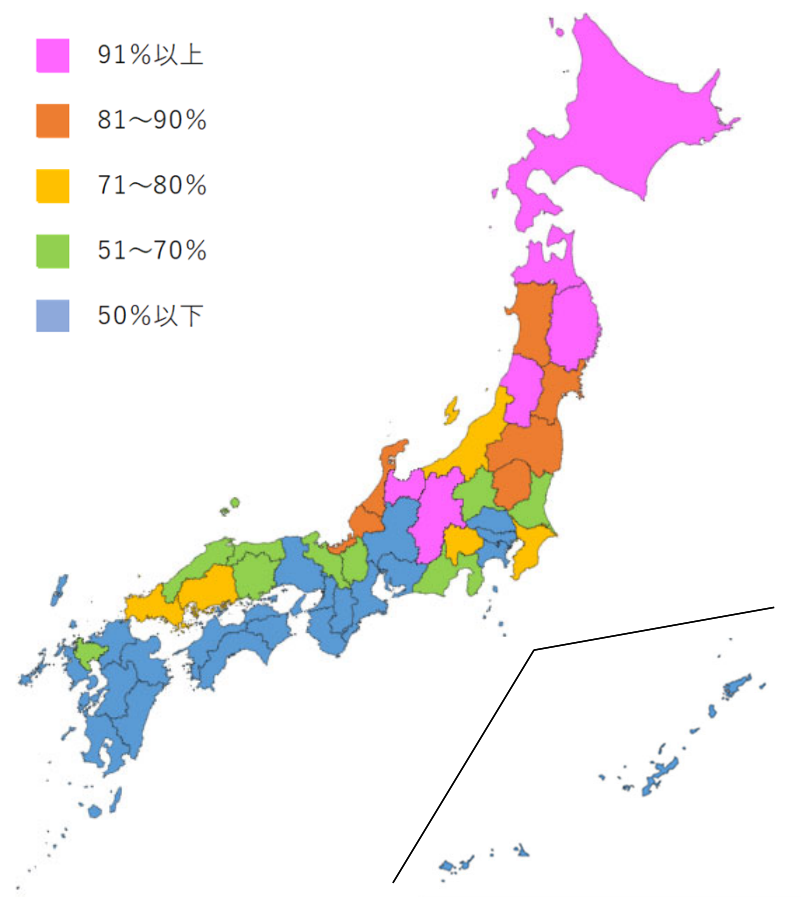
項目	容積重	白未熟粒	水分	死米	胴割粒	砕粒	着色粒	異種穀粒	異物
表示例	815g/l	15%	14.7%	5%	8%	2%	0.3%	基準値以下又は基準値超	基準値以下又は基準値超
備考	整数値で表示	整数値で表示	小数点以下1位で表示	整数値で表示	整数値で表示	整数値で表示	小数点以下1位で表示	目視判定	目視判定

※ 異種穀粒及び異物の基準値は、異種穀粒0.4%、異物0.2%。

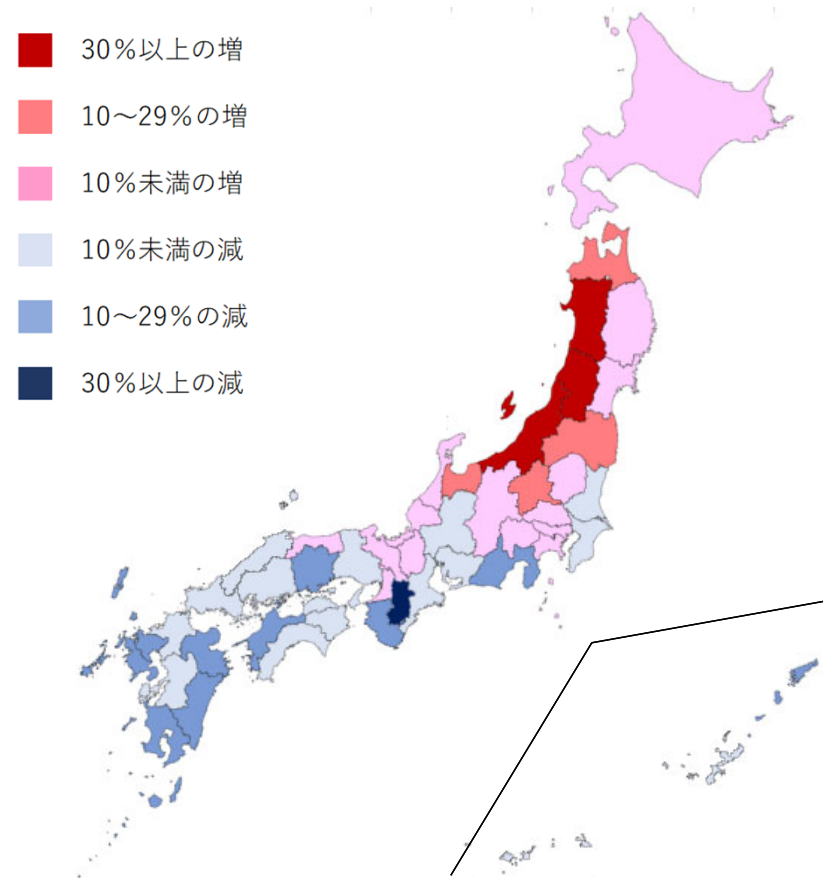
令和6年産水稻うるち玄米の1等比率及び前年産比較（3月31日現在）

- 令和6年産水稻うるち玄米の3月31日現在の検査数量は、406.2万ト（令和5年産同期413.7万ト（前年比98.2%前年差▲7.5万ト））。
- 水稻うるち玄米の3月31日現在の1等比率は、75.9%（過去5年平均75.1%）。
- 登熟期の高温による影響により3月末の1等比率が例年よりも低い状況にあった令和5年産に比べ、新潟県77.9%（対前年同期：+63.1%）、山形県92.8%（対前年同期：+49.6%）など22都道府県において、1等比率が増加している。

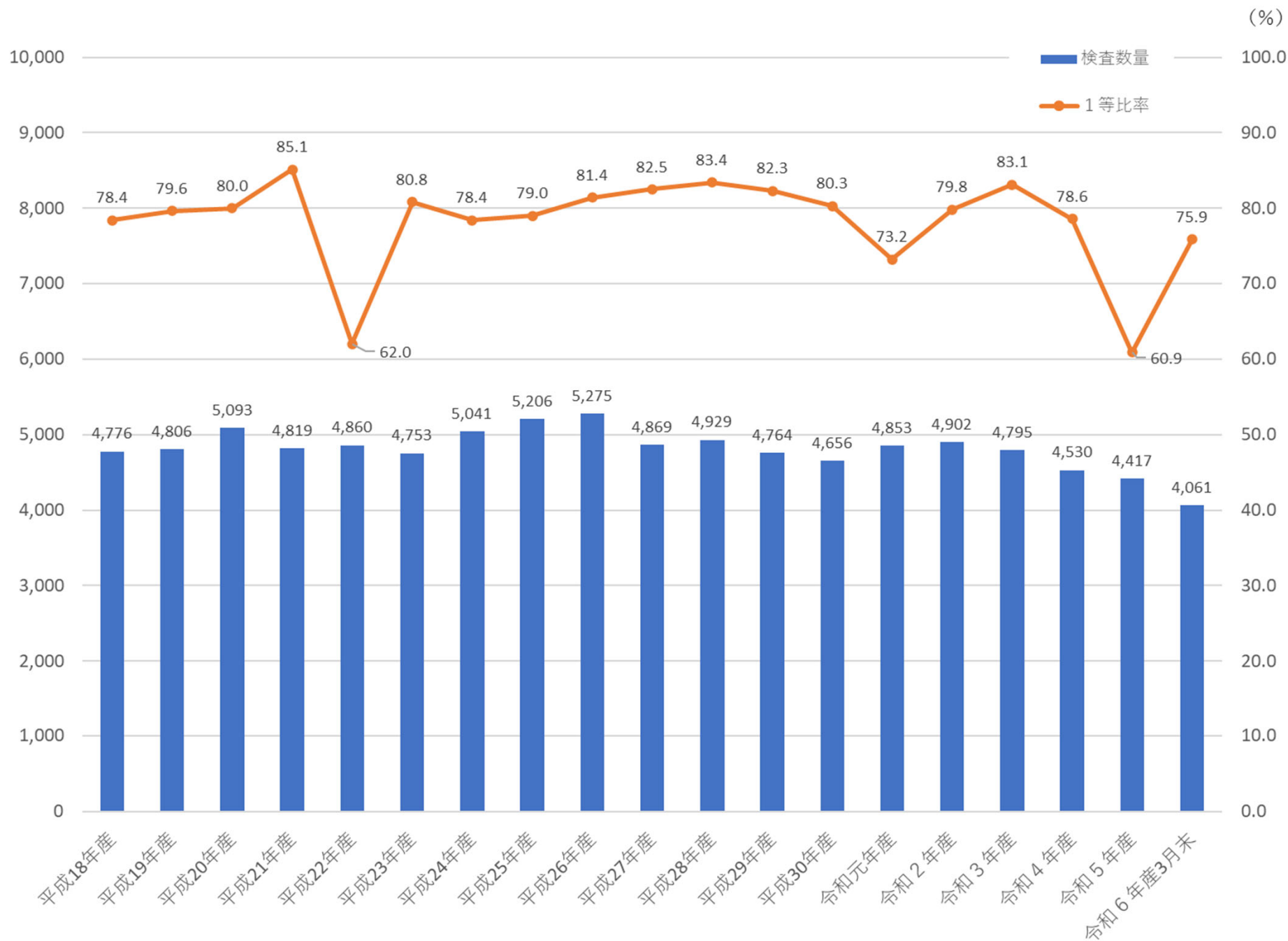
1等比率(6年産・3月末時点)



1等比率 5年産との比較(3月末時点)

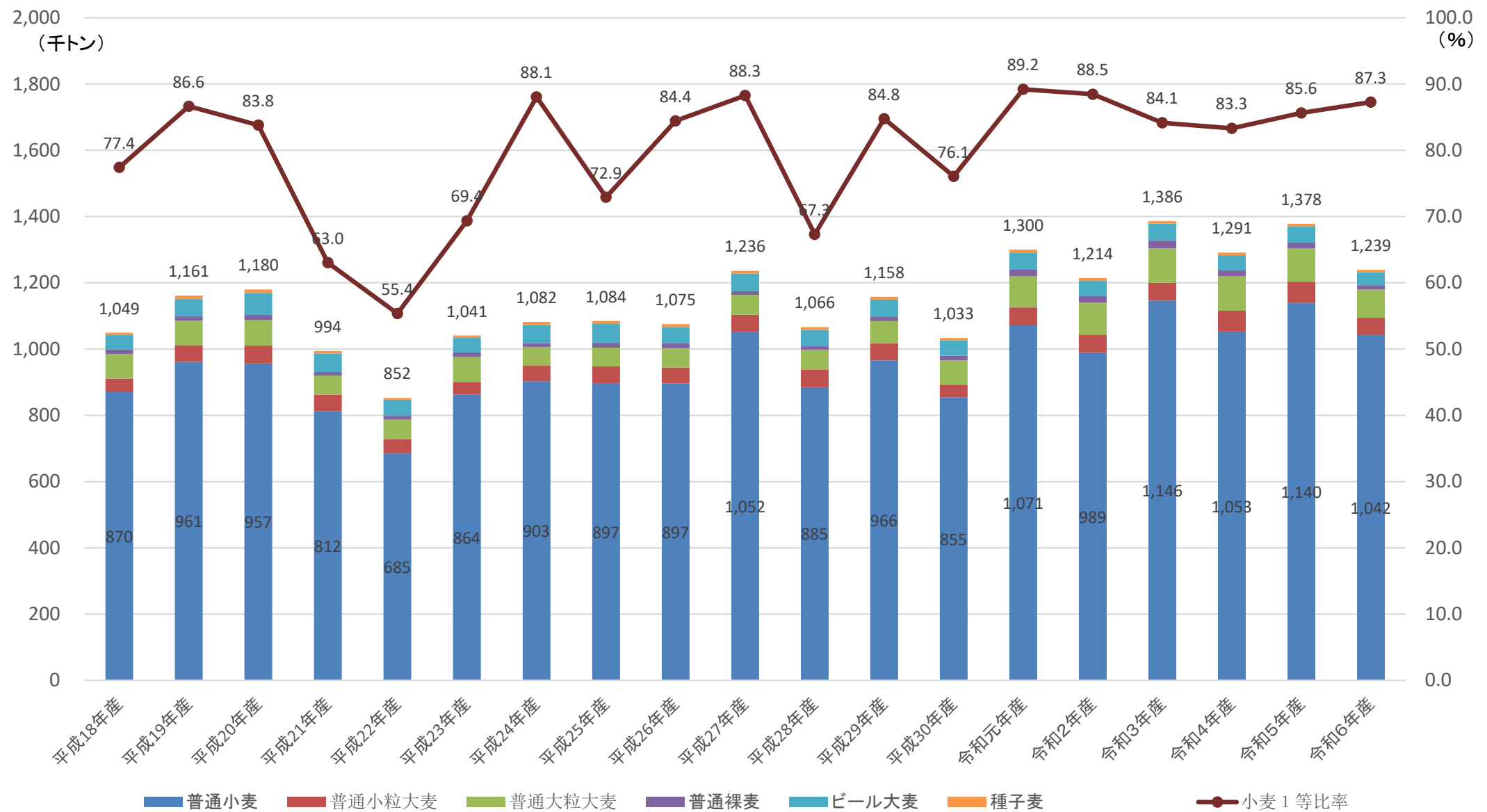


3 水稻うるち玄米の検査数量及び1等比率推移



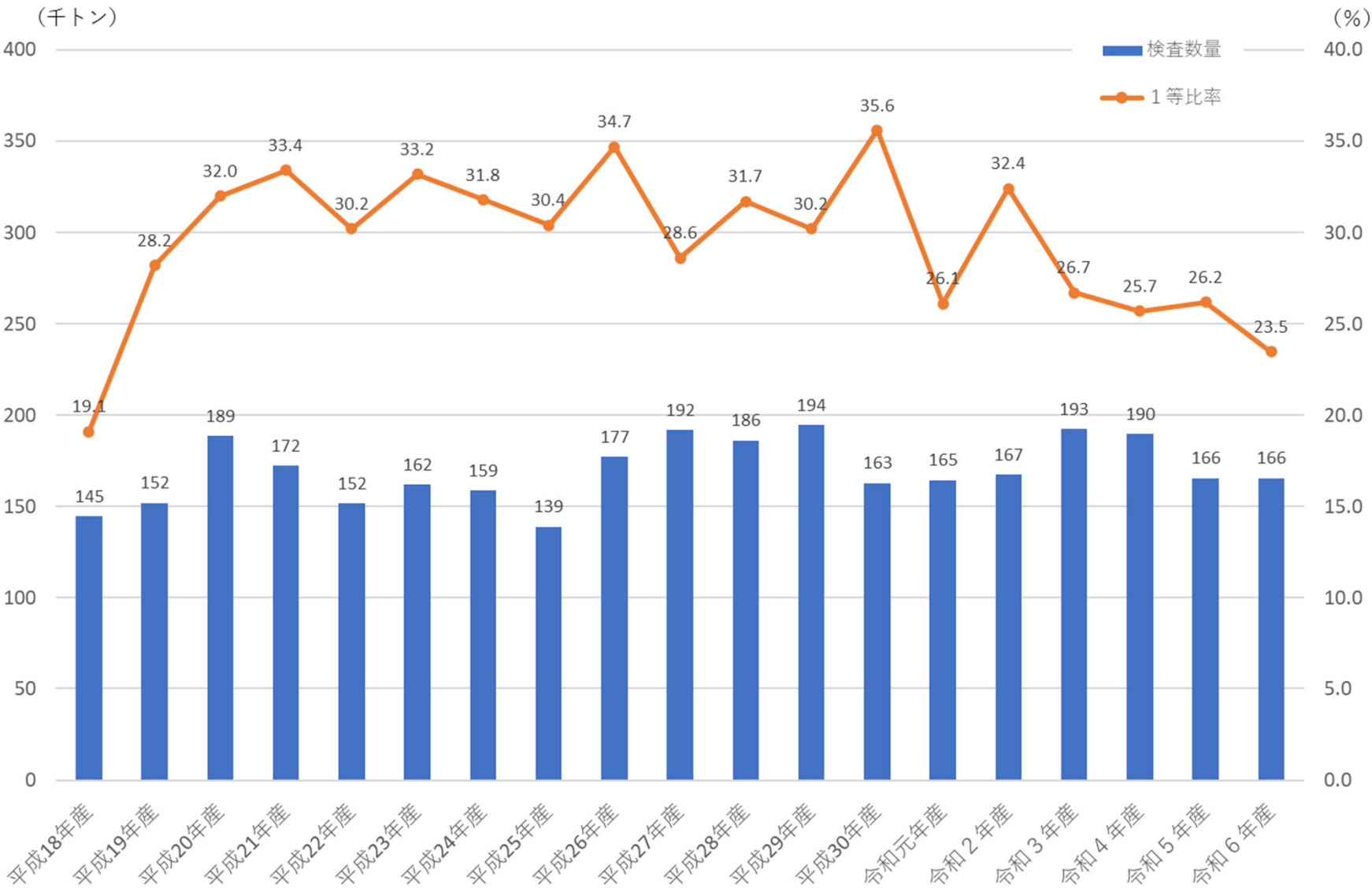
※ 令和6年産は、令和7年3月31日現在の速報値。

4 麦類の検査数量及び普通小麦 1 等比率推移



※ 令和6年産は、令和6年10月31日現在の速報値。

5 普通大豆の検査数量及び1等比率推移



※ 令和6年産は、令和7年1月31日現在の速報値。

農産物検査制度改革の推移

6 農産物検査制度の経緯 ①

藩政時代	年貢米の審査	昭和27年	農産物検査法の一部改正（議員立法）
明治6年	年貢米制度の廃止 → 米の品質・包装の悪化、市場の信用失墜	（第2次）	・ 検査対象品目の追加（あわ、ひえ等）
明治31年	同業組合による県域単位での検査開始 山口県 防長米同業組合 滋賀県 近江米同業組合 熊本県 肥後米輸出同業組合	昭和28年	農産物検査法の一部改正（議員立法） ・ 未検査麦の出回りを防止するため、麦の生産者が加工委託する場合を義務検査の対象に追加
明治34年	大分県において県営検査開始	昭和29年	農産物検査法の一部改正 ・ 検査手数料の納付方法として農産物検査印紙を創設
昭和9年	東京府、山梨県を最後に、全国で都道府県営検査に移行	昭和33年	大豆に銘柄を設定 ・ 大豆の市場における取引銘柄を勘案して、産地品種銘柄を設定
昭和17年	食糧管理法に基づき、国営検査開始 米麦検査令に基づき、各県に設置された県の食糧検査所による検査	昭和44年	米に産地品種銘柄を設定 ・ 自主流通米制度の発足に伴い、品質に応じた米流通の推進の観点から、産地品種銘柄を設定
昭和22年	県の食糧検査所と国の食糧事務所とを合併し、現在の食糧事務所となる。（主要食糧検査令に基づき、食糧事務所による検査）	昭和47年	米の産地品種銘柄の設定基準を設定 ・ 銘柄米奨励金の交付措置の発足に伴い、銘柄の設定についての客観的基準を設定
昭和26年	農産物検査法の制定（議員立法） ・ いも類及び雑穀の政府買入れ対象からの除外等に伴い、これら品目について農産物検査を行うことの法的根拠の明確化の要請に対応 ・ 食管法の下で検収検査の色彩が強かった検査を、農産物の公正かつ円滑な取引のための商品検査として再構築 ・ 米麦の義務検査、大豆等14品目の任意検査を規定 ・ 麦に歩留り格差等を基準として産地銘柄、品種銘柄、産地品種銘柄を設定	昭和58年	麦の銘柄を一部のものを除き産地品種銘柄に一本化 ・ 品質評価等を勘案して銘柄及び銘柄間格差（類別格差）を見直し
昭和27年（第1次）	農産物検査法の一部改正 ・ 麦の直接統制（政府への売渡義務）の廃止に伴い、生産者が麦について売渡しの委託を行う場合も義務検査の対象として追加	平成元年	大豆の産地品種銘柄の設定基準を設定 ・ 大豆交付金への銘柄格差の導入に伴い、銘柄の設定についての客観的基準を設定

6 農産物検査制度の経緯 ②

平成 7 年 農産物検査法の一部改正

- ・食糧法の制定による米の流通システムの見直しに伴い、米麦の義務検査の対象を見直し（計画流通米政府買入れに係る麦については義務検査の対象。それ以外の米麦については任意検査の対象）
- ・検査対象品目の見直し（30品目→20品目（※））
※ 米穀（もみ、玄米、精米）、小麦、大麦、はだか麦、大豆、小豆、えんどう、いんげん、とうもろこし、なたね、かんしょ、ばれいしょ、かんしょ生切干、あわ、ひえ、そば、精大麦、精はだか麦、でん粉、はっか
- ・期間経過米の検査等、米麦についての流通段階での任意検査の導入
- ・米麦の成分検査の導入、民間機関への成分検査の業務委託の仕組みを創設
- ・検査規格の設定等に際し、学識経験者等からの意見徴収を制度化

平成 12 年 農産物検査法の一部改正

- ・生産者、流通業者等関係者の意見を踏まえ、検査の信頼性、公正性が確保されるような制度として構築
- ・平成 13 年 4 月から、検査の実施業務は民間が行うことになるが、国は、
① 規格の設定等の基本ルールの策定
② 民間検査機関の登録及び適切な検査実施のための指導監督等を実施
- ・検査品目を米、麦、大豆等10品目（※）に整理
※ 米穀（もみ、玄米、精米）、小麦、大麦、はだか麦、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば、でん粉
- ・品目別に設定されていた産地品種銘柄等の品質基準を簡素化して一本化

平成 24 年 そばの品位等規格に「だったんそば」の品位規格を設定

平成 26 年 農産物検査法の一部改正

- ・農林水産大臣が行う農産物検査の事務・権限の一部（※）を都道府県知事に移譲（第4次一括法）
※ 一の都道府県の区域のみにある登録検査機関の登録・監督に関する事務・権限

平成 26 年 飼料用米の品位規格を設定

- ・飼料用米の生産、流通、利用等の実態を反映し、もみ、玄米の項目に飼料用米の等級区分を設定

令和元年 「農産物規格・検査に関する懇談会」中間論点整理を踏まえ、検討・見直しを実施

- ・背景として、「農業競争力強化プログラム」（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）、「農業競争力強化支援法」（平成29年法律第35号）による見直し。見直し内容は、

- ① 検査場所の緩和
- ② オートサンプラーによる検査試料抽出の効率化
- ③ 検査結果の報告回数等検査事務の効率化
- ④ 穀粒判別器の活用
- ⑤ 異種穀粒規格区分の統合
- ⑥ 推奨フレコンの規格設定（令和2年）

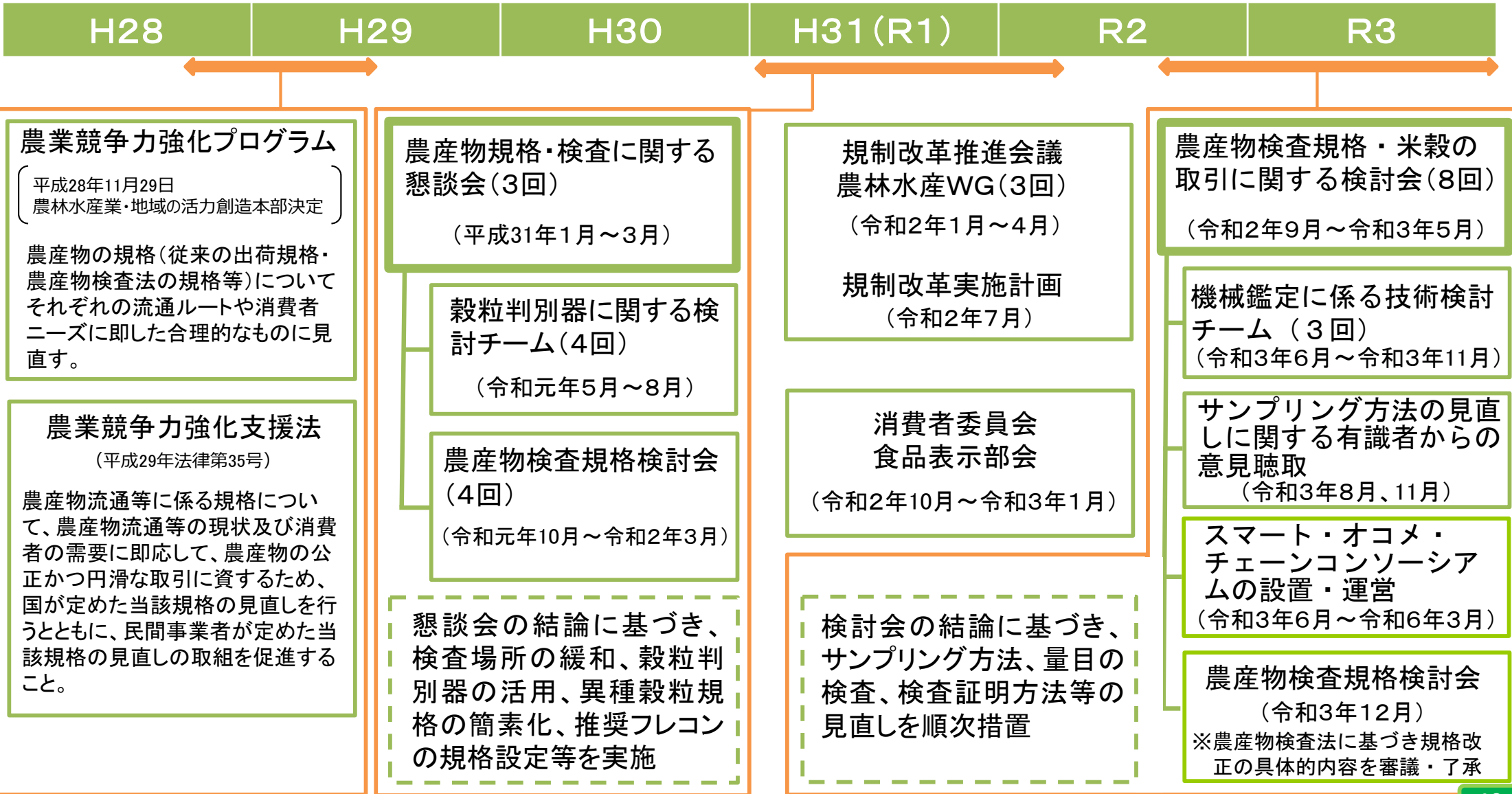
令和 3 年 「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」のとりまとめを踏まえ、順次見直しを実施

- ・背景として、規制改革実施計画（令和2年及び令和3年閣議決定）において、農産物検査規格の見直しが盛り込まれ、検討が進められた。見直しの内容は、

- ① サンプルング方法の簡素化（標準抽出方法の見直し）
- ② 農産物検査証明の方法等（皆掛重量の廃止、等級印の押印等の方法、照会コードによる表示）
- ③ 機械鑑定による農産物検査規格を設定（令和4年）
- ④ 銘柄の検査方法等（「品種銘柄」を追加設定、令和4年）
- ⑤ 荷造り・包装規格の見直し（令和4年）

7 最近の制度改正に関する検討経緯

○ 農産物規格・検査については、「農業競争力強化プログラム」（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）、「農業競争力強化支援法」（平成29年法律第35号）を踏まえ、農産物流通等の現状や消費者ニーズの変化に即した合理的なものとなるよう検討・見直しを実施。



8 最近の制度改正の内容 ①

農産物規格・検査に関する懇談会中間論点整理を踏まえた見直し（令和元年～令和2年）

【検査場所の緩和】

〔令和元年7月省令改正〕

検査場所に係る手続を簡素化し、農業者の庭先での検査が柔軟にできるよう改善。

- ◆ 大規模農業者等における検査場所への農産物の運搬等に関する経費の大幅な削減
- ◆ 約1千～6千円／トンの削減

【検査試料抽出の効率化】

〔令和元年7月告示改正〕

オートサンプラーにより、1万分の1の試料を抽出できる場合は、その試料で検査を可能とした。

- ◆ 事前に試料採取ができることから、検査員等の手間が削減でき、検査業務の円滑化・迅速化
- ◆ 紙袋から試料を採取する時間と比べて約4割短縮

【検査事務の効率化】

〔令和元年7月省令・告示改正〕

登録検査機関からの検査結果の報告について、報告回数や内容を簡素化。

- ◆ 検査繁忙期の事務負担軽減により、円滑な検査実施に寄与
- ◆ 米穀の報告回数を半減
(18回→9回)
- ◆ 報告期限の緩和
(報告期限3日→10日)

【穀粒判別器の活用】

〔令和元年11月告示改正〕

農産物検査の高度化を進めるため、一部項目は目視に代えて穀粒判別器による鑑定も可能とするよう見直し。

- ◆ 検査員による検査のバラツキを低減
- ◆ 品位（等級）とは別に測定データによる情報提供が可能

【異種穀粒規格の簡素化】

〔令和2年3月告示改正〕

粳摺り機や色彩選別機の性能向上等により、麦の混入が大幅に減少したことから、水稻うるち玄米の異種穀粒の区分（もみ・麦・その他）を統合。

- ◆ 水稻うるち玄米の規格を見直し
- ◆ 今後とも、時代の変化を踏まえ、規格を見直す

【推奨フレコンの規格設定】

〔令和2年6月告示改正〕

ドライバーが不足する中、フレコン化を推進し、玄米流通の合理化につながる推奨フレコンの規格を設定

- ◆ フレコンは紙袋に比べて積み下ろし時間が、1/2から1/3に短縮
- ◆ フレコン化により、紙袋に比べて包装の経費や荷造りの削減

8 最近の制度改正の内容 ②

- 規制改革実施計画による見直しについては、農産物検査が農産物流通の現状や消費者ニーズに即したものとなるよう、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」で議論を重ね、令和3年5月に「とりまとめ」を公表。
- 「とりまとめ」を踏まえ、同年7月にサンプリング方法の見直しを措置したことをはじめ、その他の見直し項目についても実務的・技術的な作業を順次進め、令和4年2月に機械鑑定を前提とした農産物検査規格等を策定した。

検討会の結論と対応状況

1 機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定（令和4年産米から適用）

現行の規格とは別に、「機械鑑定を前提とした規格」を策定することを決定。

今後は、実務家による機械鑑定に係る技術検討チームを速やかに設置し、技術的事項を整理した上で、機械鑑定用の検査規格を設定・公表（令和4年産米の検査から適用）。

→ 令和4年2月に農産物検査規格を改正

2 サンプリング方法の見直し（令和3年産米から適用）

検査コスト低減に向け、サンプリング方法の簡素化を決定。

今後は、標準抽出方法を見直し、令和3年産米の検査から適用。

→ 令和3年7月に標準抽出方法（告示）を改正

3 スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定（令和5年産米から適用）

コメのスマートフードチェーンの構築と、それを活用したJAS規格を民間主導により策定することを決定。

今後は、生産者・実需者・企業等が参加するコンソーシアムを設置し、海外調査、JAS規格原案の策定等を経て、令和5年産米からの実現を目指す。

→ 令和6年3月にコメのスマートフードチェーンのシステム構築、「フードチェーン情報公表農産物JAS」に係る米の規格を制定。

4 農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止（令和3年産米から適用）

現在の農産物検査における量目の検査について、「皆掛重量」の証明を廃止し、「正味重量」のみの証明とすることを決定。

今後は、令和3年産米からの適用を念頭に、規則の改正など必要な手続きを進める。

→ 令和3年7月に農産物検査法施行規則（省令）を改正して「皆掛重量」の証明を廃止

5 銘柄の検査方法等の見直し (令和4年産米から適用)

銘柄の検査について、現在の目視による鑑定から書類による審査に見直す。

また、現在、都道府県毎に検査を受けられる品種を指定する「産地品種銘柄」に加え、全国一本で品種を指定する「品種銘柄」を設定し、「産地品種銘柄」に指定されていない品種も検査を受けられるよう見直す。

→ 令和4年2月に農産物検査規格を改正

6 荷造り・包装規格の見直しについて (令和4年産米から適用)

荷造り・包装規格について、現行の規格で認められていない新素材の包装容器が活用できるよう、新規格を制定する。

また、新規格は、原則として引裂強さ^{ひきさき}、引張強さ^{ひっぱり}、伸び、落下試験、防滑性試験について規格項目とし、その具体的な内容・数値を検証した上で、令和3年中に農産物検査規格を改正する。

→ 令和4年2月に農産物検査規格を改正

その他措置済の事項

7 AI画像解析等による次世代穀粒 判別器の開発【令和3年度予算措置済】

令和3年度予算で「AI画像解析等による次世代穀粒判別器の開発」を措置。

「穀粒判別器から取得される米の画像・検査データの農業データ連係基盤（W A G R I）等への蓄積」「ビッグデータと連動する次世代穀粒判別器の開発」「AI画像診断によるデータに基づく取引を提案するプログラムの実装」などの研究を推進（令和7年度まで）。

→ 令和3年度より研究開発を開始

8 農産物検査を要件とする補助金・ 食品表示制度の見直し【令和2年度措置済】

ゲタ・ナラシ対策等の補助金について、農産物検査に代わる手法により、補助金の助成対象数量を確認したのもも支援対象となるよう制度を改正。

また、食品表示制度についても、農産物検査を受けなくても、根拠資料の保管を要件とすることにより、産地・品種・産年の表示を可能するよう制度を改正（消費者庁において措置）。

→ 補助金の交付要綱、食品表示基準を改正して令和3年度より適用

現行農産物検査制度の注意点等

9 機械鑑定を含む検査証明書の記載方法

- 令和4年産米から水稻うるち玄米の農産物検査規格について、これまでの規格とは別に、機械鑑定を最大限活用する「機械鑑定を前提とした規格」を追加。
- 令和6年から目視による検査結果と機械鑑定による測定結果による検査証明を1葉にできる改正を実施。

(農産物検査規格)

【目視による等級検査】

項目 等級	最低限度		最高限度					
	整粒 (%)	形質 (未熟粒)	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物				
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.4	0.2
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.8	0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.7	0.6

検査証明書	
令和3年産	水稻うるち玄米
銘柄：〇〇県産 〇〇ヒカリ	
正味重量規格 30.0kg	等級及び品位の測定結果 
荷造り、包装及び左記の事項を証明する。 何 登録検査機関 令和3年10月10日	

(農産物検査規格)

【機械鑑定による規格】

項目	容積重	白未熟粒	水分	死米	胴割粒	碎粒	着色粒	異種穀粒	異物
表示例	815 g/l	15 %	14.7 %	5 %	8 %	2 %	0.3 %	基準値以下又は基準値超	基準値以下又は基準値超
計測方法	電気式穀粒計	穀粒判別器	電気式穀粒計	穀粒判別器	穀粒判別器	穀粒判別器	穀粒判別器	目視判定	目視判定

※ 異種穀粒及び異物の基準値は、異種穀粒0.4%、異物0.2%とする。

第2-1号

検査証明書							
検査請求者							
住所 東京都千代田区霞が関1-2-1							
名称 農業生産法人 〇〇							
種類	生産年度	銘柄	包装の種類	等級及び品位の測定結果	数量	備考	
水稻うるち玄米	令和4年度	〇〇県産 〇〇ヒカリ	推フレ	(口)	1.080kg		
容積重	白未熟粒	水分	死米	胴割粒	碎粒	着色粒	異種穀粒
815g/L	15%	14.7%	5%	8%	2%	0.1%	基準値以下
異物	基準値以下						

上記事項を証明する。

令和4年12月1日
何 登録検査機関

10 機械鑑定に使用する穀粒判別器等

- 機械鑑定に使用する穀粒判別器、電気式穀粒計及び水分計の仕様確認については、農産物検査に関する基本要領に基づき、検査機器の製作・販売を行う機器メーカーから分析データとともに仕様確認している。
- 今回、上記方法で確認した結果、穀粒判別器 6 機種（3 メーカー）及び電気式穀粒計（容積重） 8 機種（4 メーカー）については、いずれの機種も上記基準値以内であることが確認されたことから、農林水産省ホームページに機種名を公表。

水稻うるち玄米の機械鑑定において使用することのできる機器

穀粒判別器

ケット科学研究所

サタケ

静岡製機



・機種名：
「RN-700」

・機種名：
「RGQI100A」、
「RGQI100A_MODIFIED
RGQI90A」、「RGQI100B」

・機種名：
「ES-5」、
「ES-5R」

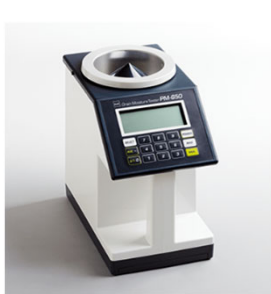
電気式穀粒計（容積重）兼 電気水分計

エヌエスピー

ケット科学研究所

サタケ

フォス・ジャパン



・機種名：
インフラマティック9500、
アクアマティック5200

・機種名：
PM-640-2、
PM-670-2

・機種名：
RTQI1000A

・機種名：
インフラテック、
インフラテック NOVA、
DICKEY-john GAC2500-C

11 穀粒判別器の精度確認方法と普及状況

- 穀粒判別器の精度確認の方法については、各メーカーの機種において、白未熟粒、死米、胴割粒及び碎米の測定した結果を用いて算出した、標準誤差の2乗及び標準偏差の2乗の和の平方根（以下「合成された標準偏差」という。）の2倍が5以内であること、また、着色粒については、算出した合成する標準偏差がの2倍が0.5以内であることを確認している。
- なお、上記の要件で仕様確認された穀粒判別器6機種（3メーカー）の機械鑑定に使用することができる機器が、令和5年産米検査において等級決定に苦慮したことから、穀粒判別器等の測定結果を等級決定の参考にするために購入が徐々に増加している。

＜仕様確認時の合成された標準偏差の平均値＞

	白未熟粒 (合成された標準偏差の2倍が5以内)				死米 (合成された標準偏差の2倍が5以内)				着色粒 (合成された標準偏差の2倍が0.5以内)			胴割粒 (合成された標準偏差の2倍が5以内)				碎粒 (合成された標準偏差の2倍が5以内)			
	1粒	5粒	10粒	60粒	1粒	5粒	10粒	70粒	1粒	5粒	10粒	1粒	5粒	10粒	50粒	1粒	5粒	10粒	80粒
仕様確認済 機種の平均 値	0.329	0.439	0.671	1.992	0.120	0.471	0.596	2.773	0.050	0.169	0.318	0.358	0.666	0.794	2.051	0.219	0.573	0.622	2.558

＜穀粒判別器の販売状況＞

		穀粒判別器販売台数		
		内訳		
		生産者・JA等	卸・精米事業者等	その他 試験・確認用
令和5年4月	810	443	234	133
令和7年2月	1,874	1,094	545	235

12 令和5年産水稻うるち玄米(等級検査済)の機械鑑定による測定結果

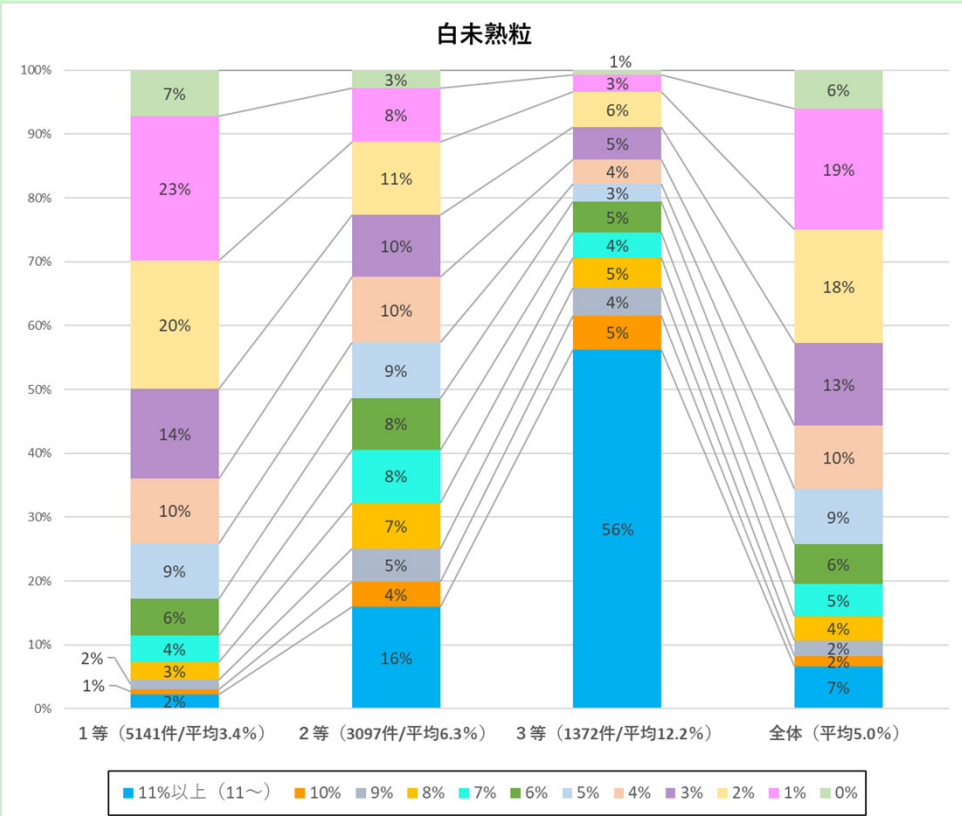
- 農産物検査規格において、水稻うるち玄米の機械鑑定を前提として規格の導入（令和4年2月）に伴い、機械測定の数値と等級との関係について、着色粒のように等級規格の項目になく、機械鑑定による農産物検査項目（容積重、白未熟粒、胴割粒及び砕粒）について、測定値の平均値を等級別に公表している。
- 測定は、米穀の主要産地44道府県の登録検査機関から提供された各道県主要銘柄3～5点程度（目視検査により1～3等に格付けされた）の試料9,610点の水稻うるち玄米を使用。
- 令和5年産1等比率は60.9%と前年産78.6%より▲17.7%減少し、穀粒判別器等の測定結果も全体で容積重831→827 g/L、白未熟粒1.9→5.0%、胴割粒2.9→3.7%、砕粒0.4→0.6%と品位の低下を示している。

測定結果の平均値及び標準偏差

等級 (サンプル数)	1等 (5141)	2等 (3097)	3等 (1372)	全体
容積重(g/L) 平均値 (標準偏差)	828 (15)	826 (14)	824 (15)	827
白未熟粒(%) 平均値 (標準偏差)	3.4 (4.9)	6.3 (4.8)	12.2 (7.9)	5.0
胴割粒(%) 平均値 (標準偏差)	3.6 (2.3)	4.0 (2.8)	4.2 (3.1)	3.7
砕粒(%) 平均値 (標準偏差)	0.5 (0.4)	0.6 (0.6)	1.0 (1.2)	0.6

※ 標準偏差とは、データの基本的な特徴を表す値の一つで、「データが平均値の周辺でどれくらいばらついているか」を表すことから、数値が大きいと其の範囲が大きく、数値が少ないとその範囲が小さいことを示しています。

※ 全体については、1～3等の測定値に令和5年産米の令和5年3月末現在の等級比率（1等61.8%、2等31.0%、3等7.2%）を勘案した割合で標記しています。



(参考) 穀粒判別器等の計測値を利用した取引事例等

＜政府備蓄米の入札仕様＞

水分	被害粒計	白未熟粒	異種穀粒及び異物	石及び土砂	その他
○電気水分計で測定した水分の含有率が 15.0 パーセント以下	○穀粒判別器で測定した被害粒計(死米(青死米及び白死米)、着色粒、胴割粒及び碎粒の合計)の混入割合(重量比)が 4.0 パーセント以下	○穀粒判別器で測定した白未熟粒(死米を除いた成熟していない粒であって、乳白粒、心白粒、基部未熟粒、腹白粒及び背白粒の合計)の混入割合(重量比)が 7.0 パーセント以下	○異種穀粒及び異物の合計の混入割合が 1パーセント以下	○石及び土砂、ガラス片並びに金属片及びプラスチック片が 混入していない米穀	○油煙、米穀の臭い以外の臭い及び稲こうじ病菌、イネ墨黒穂病菌等の損傷を受けていることが 確認されたものでない

＜ナラシ対策の補填対象＞

水分	死米及び碎米
○電気水分計で測定した水分の含有率が 16.0 パーセント以下	○穀粒判別器で測定した死米の測定値 20パーセント以下 かつ死米と碎米の測定値の合計が 30パーセント以下

(穀粒判別器で判定する被害粒等)



死 米



着色粒



胴割粒



碎 粒



白未熟粒

(参考) 機械鑑定に関する米穀卸売事業者へのアンケート結果

- 「機械鑑定を前提とした規格」の活用について、米穀卸売業者で構成する全国米穀販売事業共済協同組合が会員にアンケート調査を実施（令和6年11月）。
- 卸売業者の8割が「機械鑑定を前提とした検査証明」に関心があると回答。
- 機械鑑定を前提とした検査証明についてのコメントとしては、「消費者ニーズがあるとは思えない」、「測定結果にバラツキがある（メーカー間を含め）」「機械鑑定はあくまで予備的なものであって欲しい」とする意見がある。
- 一方、「等級間格差がある為、等級併記は必要」、「産地品種によっては不平等が生じる可能性があり、産地品種の実情に応じた数値を出すべき」。公平な、検査格付けになるので、ある意味信頼して仕入れができる」といったものもあった。

＜アンケート内容＞ 機械鑑定を前提とした農産物検査について

（問） 機械鑑定を前提とした検査証明のある米穀に関心があるか	回答数	前回
（a）関心がある	53	52
（b）関心がない	9	14
＜関心がない理由＞ ● コスト部分 ● 関心はあるが、ブレなどを含めた精度が心配 ● 判別器の信頼度が低い ● 現状で良い ● 規格がわかりにくい・目視検査との整合性が確認できない ● 納入先から要望がない ● 等級の規格が無い ● 取扱量が少ない		

（問） 穀粒判別器等による機械鑑定を前提とした検査証明の普及に向けての取組み	回答数	前回
（1）現状の機械鑑定を前提とした「数値」による検査証明のままでかまわない	18	18
（2）機械鑑定を前提とした「数値」と、従来の「等級」の併記	25	21
（3）現行の1～3等の判定を機械判定によって行う（ただし、技術的な課題を克服することが必要）	21	23
（4）機械鑑定を前提とした「数値」と従来の等級との関係については、国が公表する測定実績（等級格付けされた玄米の機械鑑定による測定結果）等の蓄積があればよい。	6	-
（5）穀粒判別器の測定値を用いた新たな取組等（例：測定値から精米歩留まりを予測）	12	-

13 サンプリング方法

○ 試料が特に均一であると認められる検査荷口については、検査に用いる試料の抽出方法を業務規程に定めた方法（新方式）により行うことができることとし、令和3年7月20日に標準抽出方法（農林水産省告示第443号）を一部改正したことにより、登録検査機関の業務規程に定めることにより、新方式によるサンプリング方法で資料採取ができる。

〔カンントリーエレベーター及びライスセンター〕

採取方法	包装形態	均一性が確認された場合の抽出方法
オートサンプリングのある CE・RC	袋詰め	○検査はロット単位（1回） ○試料はロットの重量の1万分の1以上を抽出し、合成・縮分により1つの検体試料とする。
	フレコン	
オートサンプリングのない CE・RC	袋詰め	○検査は抽出個数分 （例：抽出個数18個の場合の検査は18回） ○試料は検査荷口の大きさに応じた抽出個数を採取。 （例：100袋のロットの場合は無作為に18袋から採取）
	フレコン	

〔循環式乾燥機〕 ※ミニRCを含む

包装形態	均一性が確認された場合の抽出方法
袋詰め	○検査は抽出個数分 （例：抽出個数18個の場合の検査は18回） ○試料は検査ロットの大きさに応じた抽出個数を採取。 （例：100袋のロットの場合は無作為に18袋から採取）
フレコン	○ 一定の条件を備えることが必要。※

（一定の条件のロットの適正管理事業者が登録検査機関に申告する場合例）

- ・ 米穀の品質が均一と考えられるロットの番号。
- ・ 上記のロット番号を包装容器又はフレキシブルコンテナ等の見やすい場所に表示すること。
- ・ 上記ロット内の全ての米穀が12時間以上循環式乾燥機で循環していること等、ロットが均一となる収穫・調製工程を経ていること。
- ・ 倒伏や病害虫の発生等により品質が大きく異なる圃場の米穀を適切に仕分けし、品質が大きく異なる米穀を同一ロットを構成する循環式乾燥機及び調製タンクに投入していないこと。
- ・ ロットの均一性に疑いが生じる等、自己申告の信頼性が担保されていないと判断される場合には、当分の間は従前方式のサンプリング方法に戻すことに異存がないこと。

14 農産物検査証明の注意点 ①

- 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の結論を踏まえ、農産物検査施行規則を改正し、令和3年9月1日より皆掛重量の検査証明を廃止した。
- 「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」において、皆掛重量の検査証明は廃止（令和3年産米から適用）することと結論。
- この結論を踏まえ、農産物検査法施行規則を改正し、令和3年9月1日から、皆掛重量の検査証明は廃止。
- ただし、包装容器の切り替えが必要となることから、改正規則の施行から2年間（令和5年8月末まで）は米袋に印刷されている検査証明書に皆掛重量が記載されていた場合でも、問題とはせず、この場合は、検査証明された皆掛重量ではなく、当事者の判断で記載された皆掛重量として取扱う。

皆掛重量の廃止前

検 査 証 明 書			
何 年 産	種 類		荷造り、包装及び左記の事項を証明する。
銘 柄			
正味重量規格	何 kg	1等	
皆 掛 重 量	何 kg		
登録検査機関 年月日 検査員認印			

皆掛重量の廃止後

検 査 証 明 書			
何 年 産	種 類		荷造り、包装及び左記の事項を証明する。
銘 柄			
正味重量規格 何 kg		等級又は品位 の測定結果	
何 登録検査機関 及び 検査年月日			

令和3年9月1日から切り替え。
ただし、2年間の経過措置を設定しており、令和5年8月まで従来の袋も使用可能。
なお、経過措置終了後（令和5年8月末）でも、皆掛重量欄の抹消処理（文字又は欄）を行うことで使用可能です。

併せて、検査員認印の押印も廃止（令和3年9月1日から）
※従前のとおり押印することも可能

注：施行後2年間（令和5年8月まで）は従来の検査証明欄に皆掛重量が印刷された包装も使用可能。
この場合、皆掛重量の証明は行われないが、記載されている皆掛重量は検査証明欄外に記載された事項と同様、当事者の判断で記載された皆掛重量として取扱われることとなる。

14 農産物検査証明の注意点 ②

○ 新たな農産物検査証明の方法として、包装容器又は票せんに表示する検査証明及び交付する検査証明書に表示する検査証明について、照会コード（QRコード、バーコード、RFID等）を付すことにより、電子化した特定の事項の表示・記載を省略することも可能。

包装又は票せん

検査証明書

何年産	種類
銘柄	
正味重量規格 何kg	等級又は品位の測定結果 等級証印のほか、文字による表記も可
何 登録検査機関及び 検査年月日	

荷造り・包装及び左記の事項を証明する。

照会コード

識別NO.0-00000

照会コードを付すことにより、省略可能

※ 従来の様式も使用可

検査証明書

第 号

検査証明書
検査請求者
住 所
氏名又は名称

1 検査年月日
令和 年 月 日

2 検査成績

種類	生産年度	銘柄	包装の種類	等級又は品位の測定結果	数量	備考

機械鑑定の場合は、当欄に項目毎の測定値を記載

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日
何 登録検査機関

検査証明書番号及び登録検査機関名を除き省略可能

検査員の氏名の記載及び認印の押印は廃止
※従前のおり氏名の記載及び押印することも可能

照会コード

※ 従来の様式も使用可

※ 照会コードはQRコードのほか、バーコード、RFID等も可

農産物検査を要件とする玄米及び精米に係る食品表示制度の改正について

- ① 農産物検査による証明を受けていない場合であっても産地、品種及び産年の根拠を示す資料の保管を要件として、当該産地、品種及び産年の表示を可能とし、
- ② 農産物検査証明による等、表示事項の根拠の確認方法の表示を可能とするとともに、
- ③ 生産者名等、消費者が食品を選択する上で適切な情報を一括表示枠内に表示できるよう、食品表示基準を改正。

【現行の玄米及び精米の食品表示と改正後の表示例】

<農産物検査による証明があるもの>

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 〇〇県 〇〇ヒカリ 令和〇年産		
内容量	〇kg		



名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 〇〇県 〇〇ヒカリ 令和〇年産 農産物検査証明による(※)		
内容量	〇kg		

※ 表示事項の根拠となる情報の確認方法は任意表示

表示の根拠を示す資料の保管を要件

農産物検査による証明を受けた原料玄米を使用していることの記録
(例) 農産物検査の証明書 など

<農産物検査による証明がないもの>

名 称	精 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	未検査米 国内産 10割			
内容量	〇kg			



名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 〇〇県 〇〇ヒカリ 令和〇年産 〇〇ライス(生産者名)確認による(※)		
内容量	〇kg		

※ 表示事項の根拠となる情報の確認方法は任意表示

使用している原料玄米の産地、品種、産年を証明する資料
(例) 伝票(米トレサ法に基づく取引等の記録)
種子購入記録、栽培記録(品種、産年) など

15 銘柄の検査方法（鑑定方法）

- 水稻うるち玄米の銘柄の検査について、農業者等から提出が必要な書類は、
 - ① どのような種苗を用いて生産されたかがわかる資料として種子の購入記録
 - ② 全体の作付け状況及び品種ごとの作付け状況がわかる資料として営農計画書となっていますが、それらが無い場合（自家採取の場合を含む。）当面、以下の対応が可能です。

① どのような種苗を用いて生産されたかがわかる資料

- 種子を購入した事業者から、何の品種を、いつ、どれだけ販売したかを示す書類（出荷伝票又は領収書等）。
- 上記の書類を入手することが困難な場合は、種子に係る申告書を作成し、何の品種を、いつ、どれだけ、誰から購入したかを記載し、相違ない旨を宣誓する。

【自家採取する場合に提出する書類】

i) 前年産及び当年産の品種ごとの作付け状況が分かる資料

- ・前年産（自家種採取時）の種子更新が分かる客観的資料
（種子の購入伝票、DNA検査の結果等）

※客観的な資料がない場合には、何の種子を、いつ、どれだけ、誰から買ったのかをii)の申告書に記載することでも対応可。

ii) 自家採取に関する申告書

＜記載する内容＞

- ・当該種子を購入又は入手された産年
- ・自家採取をしている圃場名
- ・採取した圃場の収穫量
（例：乾燥もみ重量500kg — 出荷数量もみ換算200kg = 自家種子利用数量300kg）
- ・当該年産の播種量など



② 全体の作付け状況及び品種ごとの作付け状況がわかる資料

- 生産委託契約、販売契約書類又は営農日誌（圃場、品種が特定できるもの）



※ なお、上記の書類では品種、作付場所について疑義が残る場合には、他の補足的な客観書類の提出や現物の目視による確認を組合わせて鑑定する。

16 品種銘柄の設定に状況

- 育成者権保有者、元育成者、都道府県への確認を経た主要な品種について、農産物規格規程を改正し、水稻うるち玄米の150品種銘柄（令和7年3月末現在）を設定した。
- 品種銘柄については産地品種銘柄の設定状況等を踏まえて毎年見直しを行う。

農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）

- 第1 国内産農産物
- 2 玄米
- (2) 銘柄
- イ 水稻うるち玄米
- (イ) 品種銘柄（150銘柄）

ICS六号 あいちのかおり あいちのころ あきげしき あきたこまち 秋田六三号 あきだわら アキツホ 秋のきらめき アキヒカリ あきまさり あきろまん アケボノ 朝の光 朝日 あさひの夢 亜細亜のかおり あわみのり 淡雪こまち いただき 一番星 いなほっこり いのちの雫 笑みの絆 縁結び オオセト 大粒ダイヤ おてんとそだち かけはし 亀の尾四号 華麗舞 歓喜の風 北瑞穂 キヌヒカリ きぬむすめ キヨニシキ きらりん 吟おうみ ぎんさん 恋初めし 恋の予感 こいもみじ 黄金錦 越路早生 越のかおり コシヒカリ 五百川 **ゴロピカリ** ササングレ ササニシキ さとじまん さわのはな さんさんまる しふくのみのり 清水一号 新生夢ごち スノーパール 千秋楽 大地の風 たかねみのり たちはるか ちほみのり ちゅらひかり チヨニシキ つきあかり ツクシホマレ つくばSD一号 つくばSD二号 つぶぞろい 天竜乙女 **土和** とくだわら 土佐錦 トドロキワセ とねのめぐみ どもんなか トヨニシキ 豊橋一号 とよめき どんとこい 中生新千本 なつしずか ナツヒカリ にこまる にじのきらめき 日本晴 注ノ川一号 農林四八号 はいごころ ハイブリッドとうごう三号 ハイブリッドとうごう四号 はえぬき ハツシモ ハナエチゼン はなの舞い ヒエリ ピカツンタ ぴかまる ヒカリ新世紀 ひとめぼれ ヒノヒカリ 姫ごのみ ふうのこ フクヒカリ ふくひびき ふくむすめ **ふじゆたか** 北陸一九三号 ほしじるし **ホシュタカ** ほむすめ舞 まいひかり まいひめ 祭り晴 まなむすめ まんぶくすらり みえのえみ みえのゆめ み系三五八 ミズホチカラ みずほの輝き みつひかり みどり豊 ミネアサヒ みねはるか みのにしき みのりの郷 宮崎五二号 **ミルクオータム** ミルキークイーン ミルキーサマー ミルキープリンセス めんこいな 萌えみのり やまだわら ヤマヒカリ ゆうだいニー 雪ごぜん ゆきの精 ゆきむつみ ゆみあずさ 夢いっぱい ゆめおぼこ 夢ごち ゆめしなの 夢の華 ユメヒカリ ゆめひたち ゆめまつり レイホウ

※ 下線部は令和7年3月に追加した6銘柄

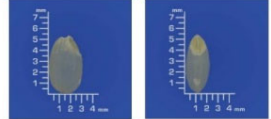
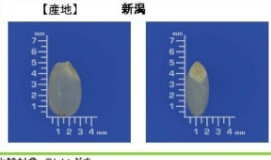
品種銘柄の特徴その他の情報をホームページ等を通じて登録検査機関に提供

https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/kensa/hinnsyu_tokusei.html

コシヒカリ

米粒	農林22号×農林1号
育種	花井辰雄
形状	粒大は1.5mmで丸みを帯びた楕円形、基部がやや広く、腹側にゆるい凹みがある
色沢	艶色で光沢がよい
皮の厚さ	皮は薄く透明度は高い
腹溝の深さ	腹溝は浅いが目立つ
胚の大小及び胚の形	胚は小さく見えにくい
千粒重(g)	22.3
心白、腹白、乳白、附白、基部未熟部の有無程度	乳白粒、腹白粒、基部未熟粒の混入は少ない
その他	虫食が少なく年次、乳心粒、基部未熟粒、乳白粒が検出する傾向がある

【産地】新潟



比較対象：こしいぶき



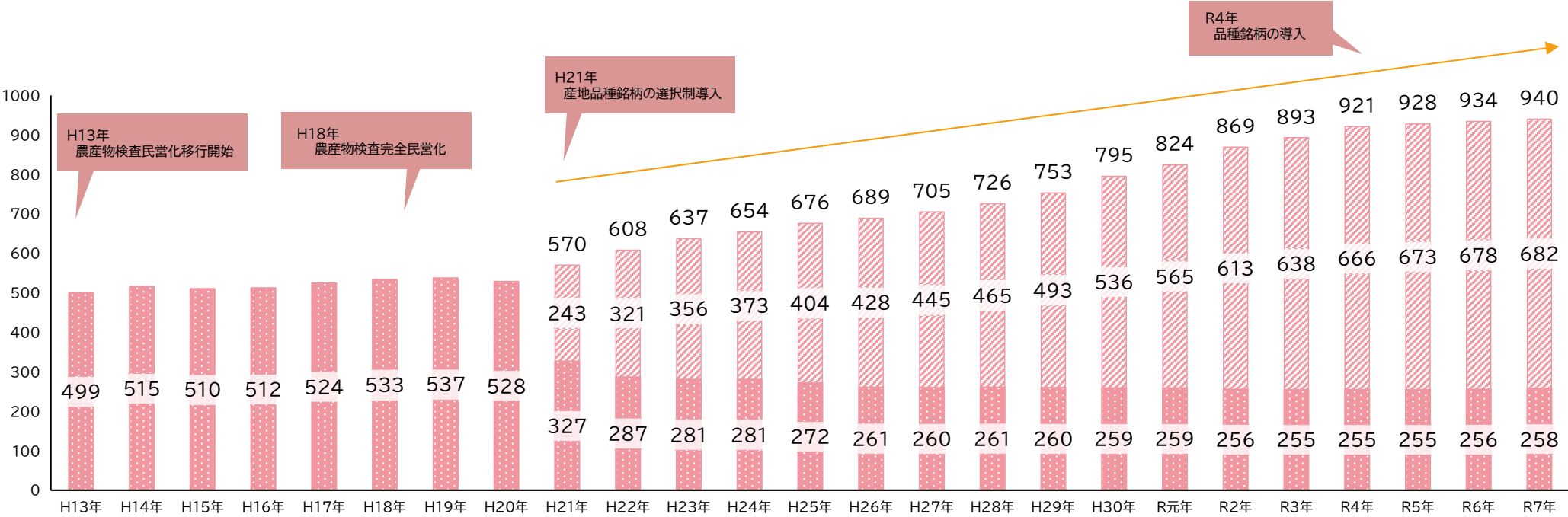
- 各種類において、産地品種銘柄に設定する際に必要としている農産物の特性等を把握するための2年間の栽培試験について、1年に短縮する等、銘柄の設定手続きを簡素化している。
- 登録検査機関の業務の増大を招かないよう、取引ニーズのない品種銘柄・産地品種銘柄は関係者の意見を聞いた上で問題なければ廃止する仕組みを設けた。

令和7年産農産物の産地品種銘柄設定等の状況

(単位: 銘柄)

種類	令和7年産		令和7年産の銘柄設定等				令和6年産	
	銘柄数	実品種数	設定	名称変更等	廃止	増減	銘柄数	実品種数
水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米	940	319	13	4	7	+6	934	319
水稻もちもみ及び水稻もち玄米	137	76		1		±0	137	76
醸造用玄米	236	130	2	2		+2	234	128
普通小麦	193	73	10	2	1	+9	184	71
普通小粒大麦	44	12				±0	44	12
普通大粒大麦	46	21			1	-1	47	21
普通裸麦	39	16				±0	39	16
普通大豆及び特定加工用大豆 (大粒大豆及び中粒大豆)	158	65	1			+1	157	64
普通大豆及び特定加工用大豆 (小粒大豆及び極小粒大豆)	16	9				±0	16	9
普通そば	9	9				±0	9	9
計	1,818	730	26	9	9	+17	1,801	725

産地品種銘柄数の推移(水稻うるち玄米)



資料：農林水産省調べ

■必須銘柄・・・全ての登録検査機関で銘柄検査を行うことが可能な銘柄(都道府県毎に設定)。
▨選択銘柄・・・登録検査機関が、銘柄の検査を行うかどうか選択できる銘柄(都道府県毎に設定)。

▶ 産地品種銘柄とは？

適用農産物：米穀(精米を除く。)、麦類(強力小麦を除く。)、大豆、そば

産地品種銘柄は、農産物検査法に基づき定められた「農産物規格規程」により都道府県から申請を受け、農林水産省が設定するもので、毎年都道府県ごとに、都道府県名+品種名で指定されている。

また、産地品種銘柄は、必須銘柄と選択銘柄の2つの区分に分かれている。

※具体的な産地品種銘柄の設定状況については、農林水産省及び都道府県のWebサイトで確認ください。

水稻うるち玄米を例として

●●県産コシヒカリ

都道府県名 品種名

産地品種銘柄

令和6年度
産地品種銘柄



農産物検査と近年の動き

- 農産物検査は、農産物検査法に基づき、民間の登録検査機関が実施する米・麦類・大豆等に関する検査で、農業者等が任意で農産物の種類・銘柄・品位等の検査を受けることができるもの。
- 農産物検査には、品位等検査(種類・銘柄・品位・量目など)と成分検査(たんぱく質・アミロース・でん粉などの含有量分析)がある。
- 市場で流通するお米の表示は、農産物検査証明に従うものとされていたが、令和3年2月の食品表示基準の改正により、同証明を受けていない場合でも根拠を示す資料等の保管を要件として、産地、品種、産年の表示を行うことができるようになった。
- 令和4年産米から、都道府県ごとに検査を受けられる品種を指定する「産地品種銘柄」に加え、全国一本で品種を指定する「品種銘柄」を設定し、「産地品種銘柄」に指定されていない品種も検査を受けられるように改正。
- 品種数の増加に伴い、農産物検査員の負担軽減を図り、消費者ニーズや流通の実態等に対応した検査内容へ変更(平成21年、令和4年)

農産物検査法



農産物規格規程

